

小田原市長期優良住宅建築等計画の認定における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準の一部改正について

1. 改正の背景

本市では、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項第3号の規定に基づき、小田原市長期優良住宅建築等計画の認定における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準（以下「居住環境基準」という。）を定めています。

今回の改正は、長期優良住宅法の一部改正により、長期優良住宅建築等計画の認定基準に「建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること」という基準が追加されることに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定に関する基本的な事項を定めている国土交通大臣が定める長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成21年国土交通省告示第208号。以下「告示」という。）が改正されることを踏まえ、本市の居住環境基準の改正をするものです。

2. 居住環境基準の改正の内容

(1) 居住環境基準の改正について

地域における自然災害による被害の発生の防止又は軽減の配慮に係る基準として、次のいずれかの区域に含まれる場合は、長期優良住宅建築等計画の認定は行わないこととします。

- ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- イ 小田原市建築基準条例（平成15年小田原市条例第30号）第3条に規定する災害危険区域（がけの災害防止工事が完了している場合を除く。）

(2) 居住環境基準の題名の改正について

居住環境基準の題名を「小田原市長期優良住宅建築等計画の認定における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準」から「小田原市長期優良住宅建築等計画認定基準」に改正します。

3. 施行年月日

令和4年2月20日（予定）